

# 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会

## スポーツ振興事業費補助金執行上の留意事項

### 1 補助対象経費の範囲

補助金の対象となる経費は、次に示す「執行上の留意点」通りとする。

### 2 執行上の留意点等

○補助金の執行にあたっては、経済性・効率性を追及し執行の適正化を図ること。

○また実績報告時には、執行の裏づけとなる領収書等を添付すること。

(1) 報償費：謝金は、事業ごとの要領（審判帯同等）の通りとする。

(2) 旅費

①交通費：原則、公共交通機関を利用（JR・飛行機・バス等での移動経費）。

ただし、競技の特殊性などの事情により、公共交通機関が利用できない場合は、タクシー・自家用車・レンタカーでの移動も可とする。

この場合、レンタカーの借上代、ガソリン代、高速料金、駐車場代を対象経費の範囲とする。

※自家用車並びにレンタカーを使用する場合は、競技団体の責任において、保険の加入や同乗する選手等への承諾、特に選手が学生の場合は、その保護者や校長等への承諾を得ること。

(任意様式：承諾書の作成)

②宿泊費：全スポ関係は1泊11,000円/人限度とする。(1泊2食)

一般大会は1泊9,000円/人限度とする。(1泊2食)

※ただし、事業を行う上で、宿泊先が指定され限度を超える場合は、この限りではない。

(3) 需用費

①消耗品の購入

・物品を購入する場合は、単価50千円未満を対象。

・個人使用する物品購入については認めない。

②食糧費：県外派遣の場合の昼食代とする。

③印刷製本費：必要な部数とすること。

(4) 役務費

①通信運搬費：選手等への案内等の郵送代、会場等までの輸送経費。

②参加料：大会への参加料

③手数料：振込手数料

④保険料：事業実施中の保険料。

(5) 使用料及び賃借料：強化練習及び大会で使用する体育施設の利用経費。

(6) 雑費：上記に該当しない費目